

空港における入国審査時に 自動化ゲートを利用する非居住者の方へ ～ 輸出物品販売場（免税店）を利用する方はご注意ください～

輸出物品販売場（免税店）^{（注1）}では、パスポートを提示し、「非居住者」^{（注2）}であることの確認を受ける必要があります。

空港における入国審査時に自動化ゲートを利用する場合、パスポートに入国の証印が押されないため、免税店において非居住者であることが確認できない場合があります。

免税店のご利用をお考えの方は、自動化ゲートを通過する際に、証印が必要な旨を入国管理局の職員にお申し出ください。

（注） 1 輸出物品販売場とは、空港の出国エリア内にある免税店ではなく、市中にある免税店をいいます。

2 輸出物品販売場において免税で物品を購入できるのは、「非居住者」に限られます。

* 「非居住者」とは、外国人旅行者など日本国内に住所又は居所を有していない方をいいます。

* 外国人の方で、日本国内にある事務所に勤務する方や日本に入国後6か月以上経過した方は、一般的には、居住者となります。

* 日本人の方で、外国にある事務所（日本法人の海外支店等）に勤務する目的で出国し外国に滞在する方などが、休暇等のため一時帰国した場合で、その滞在期間が6か月未満の場合は、一般的には、非居住者となります。

○ 輸出物品販売場制度や免税店での手続きなどについては、次のサイトをご覧ください。

➤ 国税庁ホームページ「輸出物品販売場における輸出免税について」

(<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/index.htm>)

➤ 日本政府観光局（JNTO）ホームページ「外国人旅行者向け免税情報サイト」

(<https://tax-freeshop.jnto.go.jp/eng/index.php>)

○ 自動化ゲートの運用については、次のサイトをご覧ください。

➤ 法務省ホームページ「自動化ゲート利用者案内ページ」

(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00111.html)

